

# 石綿含有建材とは？



建物に使用されるアスベスト(石綿)は、飛散性の違いから、吹き付け石綿と石綿含有建材とに分類することができます。

吹き付け石綿は、広報かけがわ10月1日号「お知らせ」で説明しましたとおり、飛散しやすく危険で緊急の調査と措置が必要です。

今回は、吹き付け石綿よりも危険性が低い石綿含有建材についてお知らせします。

☎環境保全課 アスベスト対策室(☎21-1145)

## 石綿含有建材に関する Q&A

Q1 劣化や破損した場合は？

A 石綿含有が確認されている、もしくは疑わしい建材が、摩耗や衝突により表面が劣化、破損している場合は、次のいずれかの措置が必要になります。  
特殊な塗料で表面を塗装する。  
非石綿含有建材で囲い込む、または除去する。

Q2 家庭から廃棄物として出す場合は？

A 次のことを心がけてください。  
極力切断や破砕を行わない。  
ほかの廃棄物と分別する。  
廃棄物が飛散、流出しないよう袋を二重にするなどの措置を講じる。  
石綿含有製品が入っていることを明確に表示する。  
集積所に出さずに、環境資源ギャラリーへ各自持ち込む。

Q3 解体時に工事施工業者と発注者が気を付けることは？

A 増改築やリフォーム、解体工事の時には、建材の切断や破砕により、石綿が飛散する場合があります。そのため、工事施工業者は「石綿障害予防規則」に基づき、石綿が周囲に飛散しない方法により施工しなければなりません。  
また、発注者には次のことが規定されています。  
工事の発注者は工事施工業者に対して、石綿使用状況を通知するよう努めなければなりません。  
発注者は、工事施工業者の「労働安全衛生法」や「作業員の健康障害防止に関する命令」の順守を妨げないよう、工期や経費などの契約を交わさなければなりません。

### よくある質問

自宅の建材に石綿が使用されているか知りたいときは

建築図面、もしくは施工業者に問い合わせ、建築年と商品名・製造メーカーを確認してください。  
建築年と商品名から、(社)日本石綿協会などが発表している石綿含有建築材料一覧表で、ある程度の目安がつかます。  
また、製造メーカーのホームページや相談窓口にお問い合わせれば、当該建材への含有の有無が確認できます。  
(社)日本石綿協会のホームページ <http://www.jaasc.or.jp/>

### 公共施設アスベスト使用状況中間報告(10月4日現在)

市内の公共施設のうち、吹き付け石綿が使用されている35施設を分析調査した結果、8施設に石綿が使用され、22施設には石綿が使用されていないことが判明しました。なお、残り5施設については現在調査を進めています。

また、西郷小学校体育器具庫には、石綿含有建材と思われる劣化した壁材の使用が確認されました。直ちに緊急調査を行い、白石綿が2.5%含有していることが判明したので「囲い込み」の措置をとりました。

吹き付け石綿の使用が確認された次の8施設は、当面は下表のとおり対応としますが、使用部位の状態や飛散の可能性を検証し、最善な時期と対策(除去、囲い込み、封じ込め)を早急に検討していきます。

施設名称	調査箇所	含有率	対応
板沢老人福祉センター	大広間天井裏	青石綿76%	天井裏で飛散の可能性は低いため、当面そのままとする。
	いきいきセンター天井裏	白石綿11% 青石綿3.8%	
土方幼稚園	遊戯室天井裏	調査中	天井裏で飛散の可能性は低いため、当面そのままとする。
大淵幼稚園	遊戯室天井裏	調査中	
中小学校	屋外トイレ天井	調査中	立ち入り禁止措置済み
大淵小学校	体育館トイレ天井裏	調査中	飛散の可能性は低いため、当面そのままとする。
原田小学校	スクールバス車庫天井	白石綿24%	立ち入り禁止措置済み
桜が丘中学校	体育館ステージ裏	調査中	囲い込み措置済み
原野谷中学校	体育館ステージ裏	調査中	

石綿障害予防規則では、重量比1%以上の含有があるものを規制の対象とし、飛散防止措置を義務づけています。コミュニティプラント葛ヶ丘は、9月15日号で吹き付け石綿の使用を報告しましたが、含有率を調査した結果、1%未満であったため規制の対象外となります。

### 石綿含有建材とは...石綿がその建材の重量で1%を超えて含まれている建材

建築物では、次の5つの資材に含まれている可能性があります。

**種類**

**石綿セメント円筒**  
煙突や地下埋設ケーブル保護管、臭気抜き温泉の送湯管、配水管など

**押出成型セメント板**  
非耐力外壁や、間仕切壁など

**住宅屋根用化粧スレート**  
住宅の屋根に張られた板の上に置く化粧板

**窯業系サイディング**  
建築物の外壁

**繊維強化セメント板**  
工場などの建築物の屋根や外壁

**危険性**

建材が安定状態にあれば、危険性はありません。一般的な使用状態で建材中に含まれる石綿は、繊維が固く固定されているため飛散することなく、健康被害を及ぼすことはありません。自分で調べたり、除去しようとするやみに建材に触れたりすることはやめましょう。石綿の飛散につながり、かえって危険度を高めますので、削る・剥がすなどの行為はしないでください。